**平成２２年（フ）第１３０９号**
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西24―1001
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１３１１号**
東京都八王子市上柚木２丁目63番地１―301
債務者　神田　裕弘
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１３３３号**
東京都東大和市向原３丁目10番地６―607号
債務者　樋川　　信
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５８４号**
愛知県高浜市論地町４丁目２番地64　コーポサウスＣ棟Ｂ号、旧住所愛知県高浜市向山町６丁目１番地８　三州ハイツ202
債務者　奥出　竜也
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５８５号**
愛知県高浜市論地町４丁目２番地64　コーポサウスＣ棟Ｂ号、旧住所愛知県高浜市向山町６丁目１番地８　三州ハイツ202
債務者　奥出　宏美
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５３１号**
静岡県浜松市中区細島町156番地　松下細島ライフ303、前住所静岡県磐田市上岡田1028番地１
債務者　鈴木真奈美（旧姓丹羽）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１６７２８号**
東京都杉並区梅里２丁目15―14
債務者　丸山　鉱美（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３号**
東京都青梅市二俣尾３丁目906番地の４プラムガーデンⅠ201
債務者　松本　昌子（旧姓薮谷）
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第２７９９号**
横浜市瀬谷区相沢３丁目25番地５　メルベーユⅡ104号室
債務者　本間　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６０７号**
川崎市多摩区南生田７丁目23番７号　第１エスペランサー５号室
債務者　小針　清美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４７３号**
愛知県豊田市東大島町フカバ31番地３
債務者　鈴木　克宏
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２６０９号**
横浜市港北区鳥山町649番地１　グランドュール鳥山304号
債務者　長尾己代子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第２６２４号**
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目８番地５　広瀬ハイツ202
債務者　福地海哨こと　呉　　海哨
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４５１号**
相模原市中央区相生４丁目２番21号
債務者　五味　和江
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第４５２号**
相模原市中央区弥栄１丁目８番９号　ドエルＡ　201
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部